

大通達甲（備一）第1号  
平成28年1月8日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行等について（通達）

国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）については、平成26年11月27日に公布されたところであるが、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（平成27年政令第355号）が平成27年10月2日に公布され、この政令により、法は平成27年10月5日から施行された。

また、法の施行に伴い、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号。以下「施行令」という。）、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成27年国家公安委員会規則第16号。以下「施行規則」という。）及び国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第17号）が制定され、これらについても、平成27年10月2日に公布され、平成27年10月5日から施行された。

法制定の背景及び法の概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第1 法制定の背景

国際連合安全保障理事会決議第1267号等は、国際連合の全ての加盟国に対し、国際テロリストの財産を遅滞なく凍結するなどの措置をとることを求めている。我が国は、国際テロリストが行う対外取引については外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）により規制してきたが、テロ資金供与対策等における国際協力を推進する政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）から、国際テロリストが行う国内取引については規制がされていない旨の指摘を受けていた。こうした指摘を踏まえ、テロ資金供与対策において国際標準に合わせた制度を整備する必要があり、法を制定したものである。

### 第2 法の概要

#### 1 目的（法第1条関係）

この法律は、国際連合安全保障理事会決議第1267号、同理事会決議第1373号その他の同理事会決議が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために当該行為を実行し、又は支援する者（以下「国際

テロリスト」という。)の財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めることにより、外為法による措置と相まって、我が国が当該行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

## 2 公告及び指定

### (1) 国際テロリストの公告 (法第3条関係)

国際連合安全保障理事会決議第1267号、同理事会決議第1333号等によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第1267号、同理事会決議第1988号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称、別名、名簿記載者公告番号等を公告することとされた (法第3条第1項及び施行規則第1条)。

### (2) 国際テロリストの指定及び公告 (法第4条から第8条まで関係)

ア 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第1373号に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次のいずれにも該当する者を、同理事会決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、3年を超えない範囲内で期間を定めて指定し、その者の氏名又は名称、別名、指定番号等を公告することとされた (法第4条第1項、第5条第1項、施行令第2条及び施行規則第5条)。

(ア) 外為法第16条第1項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者であるとしたならば、同項の規定により当該支払又は支払等について許可を受ける義務を課せられることとなる者

(イ) 次のいずれかに該当する者

a 公衆等脅迫目的の犯罪行為 (公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律 (平成14年法律第67号) 第1条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為をいう。以下同じ。) を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であって、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの等

b 国際連合安全保障理事会決議第1373号が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し、当該措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国であるアメリカ合衆国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスにより、当該措置がとられている者

イ 国家公安委員会は、法第4条第1項の規定による指定 (以下「指定」という。) をしようとするときは、行政手続法 (平成5年法律第88号) 第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならないこととされた (法第4条第4項)。

ウ 国家公安委員会は、法第4条第4項及び行政手続法第13条第1項の規定によっては財産の隠匿その他の行為により指定後に法第9条から第16条までの規定による措

置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときは、これらの規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、効力を15日とする仮指定をすることができることとされた（法第8条第1項及び第2項）。

エ 国家公安委員会は、仮指定をしたときは、公告日から起算して15日以内に、意見の聴取を行わなければならないこととされ、当該意見の聴取の結果、仮指定が不当でないと認めるときは、法第4条第4項及び行政手続法第13条第1項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで指定をすることができることとされた（法第8条第3項及び第5項）。

### 3 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

#### (1) 規制対象財産等に係る行為の制限（法第9条から第16条まで関係）

ア 法第3条第1項の規定により公告された者又は指定を受けている者（以下「公告国際テロリスト」という。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、施行規則別記様式第11号の許可申請書を提出し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならないこととされた（法第9条及び第10条第1項、施行令第4条から第6条まで並びに施行規則第17条第1項）。

(ア) 金銭、有価証券、貴金属等、土地、建物、自動車、前払式支払手段、手形、小切手、船舶及び航空機（その価額が1万5千円を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。）の贈与を受けること。

(イ) 規制対象財産の貸付けを受けること。

(ウ) 規制対象財産（金銭を除く。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。

(エ) 預貯金に係る債務、保険契約等に基づく満期保険金等の支払に係る債務又は金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務の履行を受けること。

(オ) 法第9条第3号及び第4号の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）を譲り渡すこと。

イ 公安委員会は、公告国際テロリストから許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為により取得することとなる財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがない等と認めるときは、その許可をしなければならないこととされ、許可をしたときは施行規則別記様式第12号の許可証を交付しなければならないこととされた（法第11条及び第13条第1項並びに施行規則第20条）。

ウ 何人も、公告国際テロリストから前記イの許可証の提示を受けない限り、その者がする法第15条に掲げる行為の相手方となってはならないこととされた（法第15条）。

エ 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者が法第9条（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、公安委員会は、当該特定金銭債権の債務者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができることとされた（法第16

条第1項)。

(2) 規制対象財産の仮領置 (法第17条関係)

ア 公告国際テロリストが所持している規制対象財産 (土地、建物、自動車、船舶及び航空機を除く。)の一部が、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがない等と認められないときは、公安委員会は、当該公告国際テロリスト又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、施行規則別記様式第17号の規制対象財産提出命令書を交付し、その認められない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができることとされた (法第17条第1項、施行令第7条及び施行規則第26条)。

イ 公安委員会は、法第17条第1項の規定による仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストから、その全部又は一部の返還の申請を受けた場合において、当該申請に係る規制対象財産の全部又は一部が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがない等と認めるに至ったときは、その認める部分の規制対象財産を返還しなければならないこととされた (法第17条第4項)。

4 その他

(1) 資料の提出その他の協力 (法第19条関係)

公安委員会は、法第3章第1節及び第2節の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとされた。

(2) 立入検査等 (法第20条関係)

公安委員会は、法第3章第1節及び第2節の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせること等ができることとされた。

(3) 情報の提供等 (法第21条関係)

公安委員会は、法第15条の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業者その他の関係者に対し、必要な情報の提供等を行うこととされた。

(4) 公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令 (法第22条関係)

ア 法第15条の規定に違反して法第21条の規定による情報の提供等を受けた者が再び法第15条の規定に違反した場合において、更に反復して同条の規定に違反するおそれがあると認めるときは、公安委員会は、その者に対し、施行規則別記様式第28号の行為制限命令書を交付して、更に反復して法第15条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができることとされた (法第22条第1項及び施行規則第36条)。

イ 前記アの場合のほか、法第15条の規定に違反した者が再び同条の規定に違反するおそれがあると認める場合において、同条の規定による公告国際テロリストを相手方とする行為の制限の確実な実施を図るため特に必要があると認めるときは、公安委員会は、その者に対し、施行規則別記様式第28号の行為制限命令書を交付して、再び同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができることとされた (法第22条第2項及び施行規則第36条)。

(5) その他

国家公安委員会への報告事項、損失補償、法の適用範囲及び罰則等について所要の規定を整備することとされた（法第23条から第32条まで）。

第3 留意事項

法の施行に当たっては、次に掲げる点に取り組むとともに、法は、財産権等の基本的人権に深くかかわるものであることから、その運用に当たってはこうした権利に十分配慮し、いやしくもこれを不当に侵害することのないようにすること。

(1) 指導教養の徹底

警察職員に対し、テロ資金供与対策の重要性並びに法、外為法、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律等の関係法令の趣旨及び内容について指導教養を徹底すること。

(2) 情報収集・分析

法を適切かつ効果的に運用するためには、テロ資金の獲得・提供等テロ支援活動の疑いのある事案に関する情報収集・分析が不可欠であることから、こうした取組を引き続き徹底すること。

(3) 的確な情報発信

テロ支援活動の疑いの事案に関する情報の収集に当たっては、金融機関を始めとする民間事業者の協力が不可欠であることから、テロ資金供与対策の重要性についての的確な情報発信に努めること。

(4) 部門間の連携

テロ支援活動の疑いの事案に関する情報の収集に当たっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく疑わしい取引に関する情報や事件・事故の取扱い等の各種警察活動を通じて把握した情報が部門を超えて的確に活用されるようにすること。

（警備第一課情報係）